

定 款

平成 7 年	7 月	7 日	制定
平成 16 年	6 月	30 日	改定
平成 17 年	3 月	11 日	改定
平成 17 年	4 月	1 日	改定
平成 17 年	10 月	25 日	改定
平成 18 年	6 月	29 日	改定
平成 18 年	11 月	28 日	改定
平成 19 年	6 月	28 日	改定
平成 21 年	6 月	25 日	改定
平成 22 年	6 月	24 日	改定
平成 23 年	6 月	23 日	改定
平成 25 年	3 月	15 日	改定
平成 27 年	6 月	25 日	改定
平成 30 年	6 月	21 日	改定
令和 4 年	6 月	23 日	改定
令和 4 年	9 月	30 日	改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社日本一ソフトウェアと称し、
英文では Nippon Ichi Software, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発・製造・販売
2. コンピュータハードウェアの開発・製造・販売
3. コンピュータソフトウェアの著作権売買
4. インターネットの接続代行業
5. 遊戯設備を備える施設および飲食店の経営・管理
6. 娯楽機械の設計、制作、販売、輸出、輸入および賃貸
7. 食品および玩具の制作、販売、輸出および輸入
8. 清涼飲料水、食料品、酒類の製造および販売
9. 不動産、店舗設備、什器備品の賃貸ならびに販売斡旋
10. 経営維持のための企業管理、経営受託
11. 古物の売買および売買の受託
12. 介護保険法に基づく介護事業
13. 柔道整復師法および鍼灸あんまマッサージ指圧師法に基づく施術事業
14. 健康器具、健康関連用品の製作、販売ならびにメディカルトレーナー事業
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県各務原市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1360 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置を取る事項うち内法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠取締役)

第 21 条 法令または定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。

- 2 補欠取締役の選任決議の定足数は、第 19 条 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項により選任された補欠取締役が取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補欠取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して

発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役)

第 33 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 31 条 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補欠監査役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当社は、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。